

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年8月31日

京都市消防局長 長谷川 純

第1号様式注以外の部分中「第2条及び第3条関係」を「第4条及び第5条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式注以外の部分中「第2条関係」を「第4条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第2条」を「第4条」に改める。

第3号様式注以外の部分中「第4条及び第9条関係」を「第6条及び第11条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第4条」を「第6条」に、「第9条」を「第11条」に改める。

第4号様式注以外の部分中「第8条関係」を「第10条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)